

任意継続組合員制度のご案内

〔給付グループ/TEL: 045-210-8179(直通) または 8179~8182(県庁内線)〕

任意継続組合員制度とは？

退職後、最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部を除いた福祉事業を利用することができる医療保険制度です。

○任意継続組合員になるためには

- ① 退職日まで引き続き組合員期間が1年と1日以上あること
- ② 任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）の提出と掛金の納付を期限内に行うこと

○任意継続掛金（保険料）の算定方法

任意継続掛金の算定の基礎となる額は、次の①か②のいずれか少ない額を標準とし、掛金率を乗じて算定します。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 平均標準報酬月額 410,000 円（令和3年度適用）

【1カ月分の掛金の計算方法】（掛金率：令和2年10月現在のもの）

任意継続掛金算定の基礎となる額	×	掛金率 ※	=	掛金月額（円未満切り捨て）
-----------------	---	-------	---	---------------

※ 掛金率

令和3年度	短期掛金率	1,000分の84.2
	介護掛金率	1,000分の17.8（40才以上65才未満の組合員）

令和3年3月31日退職者の申出書提出期限は、令和3年4月19日（月）です。



被扶養者は
認定できるの？

- 在職中の被扶養者を継続して認定する場合
申出書に該当者の氏名を記入してください。
- 新たに被扶養者の認定が必要な場合
給付グループに連絡してください。任意継続組合員資格取得後に手続きします。



申込後に
次の仕事が決まっ
たらどうするの？

- 再任用職員等で働くことが決定した場合、
- 掛金納付前
「予定任意継続組合員申出取消申請書」（給付様式第6-4号）を提出することで、申出を取り消すことができます。
 - 掛金納付後
任意継続組合員加入日と同日に再就職した場合は、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第6-2号）を提出することで申出を取り消し、掛金を全額還付します。

退職後の医療保険制度や任意継続組合員申出書等については、
公立学校共済組合神奈川支部ホームページに掲載しています。